

議案第 39 号

杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 25 年 5 月 30 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区長等の退職手当に関する条例（昭和 34 年杉並区条例第 13 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条の表区長の項中「100分の500」を「100分の450」に改め、
同表副区長の項中「100分の340」を「100分の306」に改める。

第 2 条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
（昭和 54 年杉並区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の260」を「100分の234」に改める。

第 3 条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成 3 年杉並区条例第 16 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「100分の240」を「100分の216」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区長等の退職手当の支給割合を改定する必要がある。

杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区長等の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(退職手当の額)	(退職手当の額)
第3条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に1年未満の端月数があるときは、月割計算による。	第3条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に1年未満の端月数があるときは、月割計算による。
区長 勤続期間1年 <u>100分の</u> につき <u>450</u>	区長 勤続期間1年 <u>100分の</u> につき <u>500</u>
副区長 同 <u>100分の</u> <u>306</u>	副区長 同 <u>100分の</u> <u>340</u>

第2条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(退職手当の支給等)	(退職手当の支給等)
第4条 略	第4条 略
2 退職手当の額は、退職の日における給料月額に勤続期間1年につき <u>100分の234</u> を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に1年未満の端月数があるときは、月割計算による。	2 退職手当の額は、退職の日における給料月額に勤続期間1年につき <u>100分の260</u> を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に1年未満の端月数があるときは、月割計算による。
3 略	3 略

第3条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（その他の給与）	（その他の給与）
第4条 略	第4条 略
2～5 略	2～5 略
6 退職手当の額は、退職の日における給料月額に勤続期間1年につき <u>100分の216</u> を乗じて得た額とする。ただし、勤続期間に1年未満の端月数があるときは、月割計算による。	6 退職手当の額は、退職の日における給料月額に勤続期間1年につき <u>100分の240</u> を乗じて得た額とする。ただし、勤続期間に1年未満の端月数があるときは、月割計算による。
7及び8 略	7及び8 略

退職手当の支給割合の改定の概要

杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																		
支 給 割 合	<p>退職手当の支給割合を 10%引き下げる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職 名</th><th>現 行</th><th>改 正 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>区 長</td><td>500/100</td><td>450/100</td></tr><tr><td>副 区 長</td><td>340/100</td><td>306/100</td></tr><tr><td>教 育 長</td><td>260/100</td><td>234/100</td></tr><tr><td>代表監査委員（常勤）</td><td>240/100</td><td>216/100</td></tr><tr><td>その他の監査委員（常勤）</td><td>240/100</td><td>216/100</td></tr></tbody></table>	職 名	現 行	改 正 後	区 長	500/100	450/100	副 区 長	340/100	306/100	教 育 長	260/100	234/100	代表監査委員（常勤）	240/100	216/100	その他の監査委員（常勤）	240/100	216/100
職 名	現 行	改 正 後																	
区 長	500/100	450/100																	
副 区 長	340/100	306/100																	
教 育 長	260/100	234/100																	
代表監査委員（常勤）	240/100	216/100																	
その他の監査委員（常勤）	240/100	216/100																	
施 行 期 日	公布の日																		